

2026 年 5・6 月株主総会における議決権行使結果について

資産運用業協会の規則等に基づき、2026 年 5 月及び 6 月に開催された株主総会における議決権行使結果の集計を以下に開示いたします。当社で投資判断する日本株の議決権行使結果を含んでいます。運用再委託先の日本株の議決権行使結果については別途開示します。

2026 年 5・6 月の株主総会においては 88 社を対象に会社提案議案 901 件、株主提案議案 12 件の合計 913 件について議決権を行使しました。

1. 会社提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

項目		賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	合計 (E)	反対比率 (B+C)/E
会社機関に関する議案	取締役の選解任	628	117	0	0	745	15.7%
	監査役の選解任	31	6	0	0	37	16.2%
	会計監査人の選解任	2	0	0	0	2	0.0%
	役員報酬(※1)	27	5	0	0	32	15.6%
役員報酬に関する議案	退任役員の退職慰労金支給	0	1	0	0	1	100.0%
	剰余金の処分	63	1	0	0	64	1.6%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	組織再編関連(※2)	0	0	0	0	0	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	1	0	0	1	100.0%
	その他資本政策に関する議案(※3)	0	0	0	0	0	0.0%
	定款に関する議案	18	0	0	0	18	0.0%
その他の議案		1	0	0	0	1	0.0%
		770	131	0	0	901	14.5%

(※1)・・・役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改定、役員賞与等
(※2)・・・合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等
(※3)・・・自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等
同一銘柄を複数の運用財産で保有する場合は、全体で一つの議案として集計しています。
同一議案で、賛成及び反対があった場合は、賛成1、反対1として集計しています。

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

		賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	合計 (E)	反対比率 (B+C)/E
合計	合計	3	9	0	0	12	75.0%

同一銘柄を複数の運用財産で保有する場合は、全体で一つの議案として集計しています。
同一議案で、賛成及び反対があった場合は、賛成1、反対1として集計しています。

3. 議決権行使の概況

当社では、実効性の高いスチュワードシップ活動を実践するにあたり、当社で投資判断する日本株式戦略におけるポートフォリオ・マネジャーとリサーチ・アナリストが主体となり、企業と ESG 評価を含む建設的な対話を行うとともに、株主議決権行使の意思決定を行う体制を築いています。

議決権行使におけるガイドラインの制定および意思決定は、運用担当者が主体となり行っています。議決権行使の行われる期間に関わらず、当社の議決権行使のガイドラインについて投資先企業にコミュニケーションし、また行使結果について伝えています。

議案によっては投資先企業の企業価値拡大を重視し建設的な対話の機会を持った上で、特別な判断を行う場合があります。その場合は、当社におけるスチュワードシップ活動のガバナンスを行う主体である責任投資委員会において承認を得ています。

①会社提案に反対した主なケースの概要と反対事由は以下になります。

取締役会の構成について

- 取締役会の構成の観点からでは下記のケースにおいて経営トップに反対しました。
 - 上場子会社の取締役会における独立社外取締役が過半数に満たないケース
 - 女性取締役が2名以上選任されていないケース
 - 監査等委員会が減員するケース
 - その中でも対話において近い将来の改善に対する経営陣のコミットメントが明確であると判断したケースにおいては責任投資委員会の承認を得た上で賛成としました。

取締役・監査役の選任について

- 社外取締役・社外監査役選任議案では、下記のケースにおいて候補者に反対しました。
 - 透明性・合理性が十分に担保されていない意思決定があったと判断したケース
 - 社外取締役・社外監査役について独立性が当社基準を満たさないケース
 - 社外取締役・社外監査役について在任期間が10年を超え独立性の観点に課題が生じると考えられるケース
 - 上場企業あるいは同程度の業容を有すると考えられる企業における役員の兼職が5社以上、社内を兼ねる場合は3社以上となるケース
 - その中でも適性が満たされる、あるいは実質的な独立性が担保されていると考えられるケース、経営陣のコミットメントが十分にあると判断されるケースにおいては責任投資委員会の承認を得た上で賛成しました。

- 政策保有株式に関しては、保有残高が純資産の2割以上に達しているケースにおいては下記の判断を行いました。
 - 開示資料及び対話の機会において、保有残高を将来純資産の2割以下に削減する計画を経営陣の十分なコミットメントと共に確認できたケースにおいては、責任投資委員会の承認を得た上で賛成しました。
 - 業種特有の事情を考慮すべきケースにおいては責任投資委員会の承認を得た上で賛成しました。
- 社外監査役及び監査等委員である社外取締役については特に強い独立性が必要であると考えています。取締役会の独立性は向上する途上にあるものの改善余地が更にある中で、独立社外監査役の果たすべき役割は大きいと考えています。

報酬について

- 報酬に関する議案では、透明性が十分に担保されていないと判断したケース、中長期的な株主価値の観点に合致しないと判断したケースにおいて反対しました。
- 退職慰労金支給議案では、贈呈金額が非開示であるケースにおいて反対しました。

資本政策について

- 剰余金処分案では、資本蓄積の状況及び事業戦略等を勘案して総還元性向が著しく低いケースにおいて反対しました。
- 資本政策において十分な開示が行われないケースにおいて、経営トップに反対しました。

その他

- 買収防衛に関する議案に反対しました。

②株主提案では、提案された議案12件のうち、3件に賛成、9件に反対しました。株主提案は会社提案と共に基本的にガイドラインに準拠し、株主価値の拡大に貢献するか否か等を勘案した上で、個別議案ごとに判断します。

- 本年度はガバナンス、資本政策、企業のインシデントに対する対応に関する内容が複数提案されました。いずれのケースにおいても提案内容及び企業側の対応を検討した上で、株主価値の拡大に貢献するか否か等を勘案し、判断しました。
- 資本政策に改善の余地があると考えられるケースにおいて株主価値を向上しうる資本政策が提案された議案について賛成しました。同様の提案内容であっても個別企業の状況を勘案した上で異なる判断をしました。
- 取締役の選任および解任が提案されたケースについてはその背景にある事象および企業側の対応等を検討した上で、株主価値の拡大に貢献するか否か等を勘案し、判断しました。

- 株主提案の手段として定款変更を求める選択肢になるという点を認識しています。一方会社の定款には迅速な経営判断を妨げるような内容が含まれることは避けるべきという側面があることも認識しています。定款変更に関する議案は他の議案同様に、企業側の対応の適切性や十分性を検討した上で、株主価値の拡大に貢献するか否か等を勘案し、判断しました。

以上